

# かながわ消費者施策推進指針の改定について（案）

## 1 経緯

- (1) 平成 16 年 6 月の消費者基本法の施行を受け、神奈川県消費生活審議会が行った提言を基本とし、中長期的視点に立った県の消費者施策展開の基本方針として、平成 18 年 3 月に策定。
- (2) 策定から 9 年が経過し、高齢化の加速やネット社会の急激な進展等、消費者を取り巻く社会状況が変化したほか、消費者関連法令の制定・改正なども行われたことを踏まえ、平成 27 年 3 月に指針を改定。※改定指針を、「消費者教育の推進に関する法律」に基づく都道府県消費者教育推進計画として位置付けた。
- (3) 県では、改定指針に基づき、消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進、消費生活相談機能の充実、安全・安心な消費生活の確保等の取組みを推進してきた。
- (4) 現行指針は、策定後、概ね 5 年後をめどに指針の有効性について検証することとしており、平成 31 年度は現行指針に基づく 5 年間の取組みが終了することとなる。

## 2 現行指針の内容

- (1) 指針内容  
別添「かながわ消費者施策推進指針（改定版）の概要」参照
- (2) 指針の性格
  - ア 県における消費者施策展開の基本方針（神奈川県消費生活条例第 5 条の 5 で指針の策定について規定）
  - イ 「消費者教育の推進に関する法律」に基づく県消費者教育推進計画としての位置付け
  - ウ 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画（指針）

## 3 課題等

現行指針策定以降、次のような社会状況の変化や課題が生じており、これらへの対応を含めた指針改定の必要性が生じている。

- (1) なお加速する高齢化や ICT（情報通信技術）化、グローバル化の急激な進展  
高齢者の消費者トラブルの増加や ICT 化による新たな消費者被害の発生、グローバル化による越境取引トラブルや在県・訪県外国人の消費者被害への対応が必要
- (2) 持続可能な開発目標（SDGs）の策定・発効  
SDGs の達成は、消費者市民社会の形成に参画する消費者を育成するものと期待されることから、消費者施策においても、SDGs の理念を取り入れた施策展開が必要
- (3) 民法改正による成年年齢引下げ  
18 歳で大人になることを、子どもたちが理解し、契約等について正しい判断ができるよう学校教育と連携した消費者教育の強化が必要
- (4) 多様化・複雑化する消費者問題、商品やサービスに対する不安  
仮想通貨やキャッシュレス決済、フリマサイトでの個人間取引等、商品及びサービスの取引形態が大きく変化しているため、消費者問題の多様化・複雑化や商品等の安全性への不安に対応した消費生活相談対応や消費者教育の充実をはじめ、総合的な対策が必要なほか、消費者が様々な商品及びサービスについて正確な知識を身に付けられるよう、県や事業者が適切な情報提供をしていくことが必要
- (5) 地震、豪雨等の災害発生に関連する消費者トラブル等  
災害に関連する消費者トラブルへ対応と、災害その他非常の事態においても、消費者が合理的に判断し行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解の促進が必要

## 4 指針改定の考え方

現行指針の基本理念である「消費者の権利の尊重と消費者市民社会の形成」を継承しつつ、社会状況の変化への対応・課題解決に向け、指針を構成する大柱・中柱・小柱の施策体系や具体の施策について検証するとともに、「重点的な取組み」を見直す。

### (1) 改定の方向性（案）

- ア 社会状況の変化や課題への対応と、現行指針の検証結果に基づく施策体系や施策の見直し
- イ 消費者施策推進にあたっての多様な主体との連携強化
- ウ SDGs の理念に基づく施策の推進

### (2) 重点的な取組み

現 行	改定案
<b>神奈川の特徴を活かした消費者教育</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・相談員の専門性や相談情報を活かした消費者教育の拠点づくり</li><li>・豊富な社会・人的資源を活かした消費者の学びの場と多様な担い手を結びつけるしくみづくり</li></ul> <b>高齢者の消費者被害の未然防止と救済</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・関係団体等との連携推進</li><li>・高齢者に伝わりやすい情報提供</li><li>・福祉の現場との連携等による高齢者に配慮した相談対応</li><li>・高齢者の見守り体制の充実と見守る方々への講座実施</li><li>・成年後見制度の活用促進 など</li></ul>	<b>悪質な訪問販売撲滅に向けた取組み等、高齢者の消費者被害の未然防止</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「悪質な訪問販売 撲滅！かながわ宣言」の取組みの推進</li><li>・高齢者の見守り体制の充実と見守る方々への講座実施等</li></ul> <b>成年年齢引下げに伴う若者への消費者教育の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・教育現場と連携した若者への消費者教育の実施</li><li>・SNS等を活用した若者への啓発の強化</li></ul>

### (3) 指針の対象期間

「消費者教育の推進に関する法律」に基づく国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の対象期間が5年間であることを踏まえ、現行指針について2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）までの取組みを検証<sup>\*</sup>するとともに、今回改正する指針は、2020年度から2024年度を見越した指針とする。

※毎年度の事業検証調査作成済の平成27年度～29年度の3か年の取組みの検証を基本とし、指針改定に向けた作業の中で、平成30・31年度の取組みについても適宜検証する。

## 5 スケジュール

- ・第2回審議会（指針改定の方向性について）
- ・第3回審議会（諮問、改定骨子検討・策定）
- ・第4回審議会（改定素案検討）
- ・第5回審議会（改定素案策定）
- ・パブリックコメント実施
- ・第6回審議会（改定案検討・策定、答申）
- ・指針改定（2020年4月1日）